

令和6年度 社会福祉法人指導監査実施計画

1 基本的な考え方

「指導監査」は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人（以下「法人」という。）が、利用者のニーズに応じた良質で適切な福祉サービスを提供できるよう、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る目的で行うものである。

また、指導監査に当たっては、法人たる要件に重大な疑義のある場合は厳正な指導をするとともに、最近の社会的動向に即して、法人の自主性及び自立性を尊重しながら指導・育成の面に重点をおくなど、メリハリのある指導監査の実施が求められている。

以上のことを基本として踏まえながら、令和6年度における指導監査は、社会福祉法、関係法令・通知、「社会福祉法人指導監査実施要綱」をはじめとする各要綱等に基づいて、効果的かつ効率的な指導監査を実施することとする。

2 主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」等の関係通知並びに前年度までの指導監査の結果等を踏まえたものとし、併せて「社会福祉法人自主点検表」に反映させたものとする。

3 指導監査結果に基づく重点事項

指導監査の主眼事項のうち、前年度までの指導監査結果の傾向や社会福祉法人をめぐる昨今の社会情勢等を考慮し、特に指導に意を用いる必要があると思われる下記事項を重点事項として、指導監査を実施する。

(1) 社会福祉法人の運営管理体制の確立

① 諸規程の整備及び規程に基づく運営

定款、経理規程等、法人運営の基本となる諸規程が整備されているとともに、規程に基づき適切に運営されているか。

② 理事会及び評議員会機能の充実

理事会及び評議員会の要議決事項について十分審議され、適正に議決が行われているか。

③ 監事監査の充実

理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われているか。

(2) 会計処理の適正化

① 内部牽制体制の確立

会計責任者と出納職員が別々に任命され、内部牽制組織が確立されているか。

② 経理事務の適正な執行

経理規程や関係通知等に基づき正確かつ明瞭な会計処理・決算事務が行われ、会計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか。

③ 運営費の適正運用及び契約等事務の執行

物品の購入、工事の契約等については、経理規程に基づき適正に行われているか。

(3) 社会福祉法人運営の透明性の確保及び公益的取組の推進

法人運営に関する透明性を高めるため、現況報告書、貸借対照表、収支計算書、定款については、閲覧やインターネット等を活用した公表を行っているか。

また、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、地域の福祉ニーズに対応した公益的な取組の積極的な実施に努めているか。

4 指導監査実施計画数

対 象 数	実施予定数	備 考
22法人	9法人	実施予定法人には実施通知を送付する。

5 その他

指導監査の実施については、県指導監査担当部署が行う社会福祉施設等の指導監査と連携して行うものとし、県との情報共有を図るものとする。